



対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日時・日程 会場 当日直接会場へ 講師  
 費用(特記ない場合、無料) ほかの情報 申込方法(特記ない場合、発行日時点で申込可)  
 問合せ先 区のホームページ(右記二次元コード)から申込可(スマートフォン不可)  
 区HPQ 0000 = 区のホームページ検索バーへの番号入力でのページを表示



区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>  
 せたがやコール ☎03-5432-3333  
 区HPQ 120061 ☎03-5432-3100



## 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

11月22日時点の情報で作成しています。  
この記事の内容について、詳しくは区のホームページ  
またはワクチンコールでご確認ください。

**区の集団接種会場は12月16日(土)をもって終了します。終了後も、医療機関で引き続き接種を受けられます。**

### 年内の接種をご検討ください

これまでの3年間、年末年始に新型コロナが流行しています。重症化リスクの高い高齢者等は、XBB対応ワクチンの接種を受けることが推奨されています。若い方も接種を受けられます。  
(注)ワクチン接種を受けるにはご本人の同意が必要です。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいたうえで、ご本人の意思に基づいて接種を受けていただくものです。

※特例臨時接種としての接種時期は6年3月31日までです。

モデルナ社製ワクチンで初回接種を受けられるようになりました

※乳幼児(生後6か月～5歳)・小児(6～11歳)の方は、都の大規模接種会場で接種を受けられます。乳幼児の方も、2回で初回接種が完了します。

●接種対象者 初回接種を終了した全ての方(接種は任意です)

●接種を実施している ●区の集団接種会場(予約受付中) 区内の医療機関



区HPQ 192118

※ファイザー社製ワクチンを使用。

集団接種会場	12月					
	1 金	2 土	8 金	9 土	15 金	16 土
保健医療福祉総合プラザ(うめとびあ内)	◆	午前 小 午後 小	◆	◆	◆	◆
玉川区民会館	◆	◆				

◆モデルナ社製ワクチン使用(初回接種及び3回目接種以降)(12歳以上対象)  
●ファイザー社製ワクチン(12歳以上用)使用(初回接種)  
▲ファイザー社製ワクチン(5～11歳用)使用(初回接種及び3回目接種以降)  
※初回接種の予約は、ワクチンコールでのみ受け付けています。

世田谷区新型コロナワクチンコール(ワクチンコール)

☎0120-136-652

午前8時30分～午後5時30分  
(土・日曜、祝・休日を含む毎日)

※12月29日(金)～1月3日(水)を除く。

※聴覚等に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎03-5687-2020)でも受付をしています。

最新の情報は、区のホームページをご覧ください。  
(インターネットでの予約もこちらから) ▶▶▶



## 現在、工事を進めている世田谷区本庁舎等整備について、寄せられたご質問にお答えします。

世田谷区本庁舎等整備工事について、1期は6年3月末に完成の予定です。2期、3期の完成日は、現在、再検証を進めており、決まり次第、お知らせします。区民の皆さまには、ご不便をおかけし申し訳ありません。区民自治と協働・交流の拠点、また、区民の安全・安心を支える防災拠点となる庁舎の完成に向けて、引き続き、安全第一で工事を進めていきます。

### 新庁舎の整備計画は、どのような経緯を経て決められてきたのか。

区は、これまで、あらゆる場面で区民の皆さまに参加いただき、本庁舎等整備を推進してきました。整備に向けた検討は、約20年前から重ねられ、リーマン・ショックの影響等により一時中断しましたが、東日本大震災の発生を経て、災害対策拠点としての機能を確保するため、検討を再開しました。

H16 (2004)	●築50年の本庁舎に関し、災害対策、区民サービス、環境等の課題を把握するための調査研究開始	H28 (2016)	●本庁舎等基本構想検討委員会(学識経験者・区民、全6回) ●整備の基本的な考え方、機能、規模や配置等、設計の際の与条件を整理(本庁舎等整備基本構想策定)
H20 (2008)	●世田谷区役所庁舎問題報告会(出張所等区別27か所)、区民意識調査 ●本庁舎等について改築の方向で検討開始 ●本庁舎等整備審議会(学識経験者・区民、全10回)	H29 (2017)	●プロポーザル、公開プレゼンテーション(6者参加) ●設計者選定
H21 (2009)	●「[現庁舎の課題等を解決するには、本庁舎等の一部又は全部を取り壊し改築することが必要。場所は歴史的な経緯から現在の場所が望ましい。](本庁舎等整備審議会) ●リーマン・ショックの影響により、区として方針の決定に至らず。	H30 (2018)	●設計者提案の設計過程を区民参加で確認する会議体(～2019、学識経験者・区民、全6回)、基本設計(案)中間報告会(区内5地域)、同(案)説明会 ●基本設計策定
H24 (2012)	●東日本大震災(2011.3.11)等の影響を受け、本庁舎等整備に向けた準備を再開	H31 (2019)	●実施設計とりまとめ
H25 (2013)	●「本庁舎の場所は現在地。一部又は全部を取り壊し、10年後を目途に改築。」(本庁舎等整備方針策定)	R2 (2020)	●新型コロナウイルス感染症拡大を受け、施工者選定手続きを見送り ●事業費縮減の上、財政見通しとの調整を図り施工者選定手続きを再開 ●技術提案型総合評価方式による一般競争入札(3者参加) ●施工者選定
H26 (2014)	●本庁舎等整備報告会 ●本庁舎等整備シンポジウム	R3 (2021)	●本庁舎等整備工事 着工

### 当初契約の「75 か月」は、庁舎建設の工事期間として長すぎるのではないかな。なぜそんなにかるのか。

同じ敷地内で区役所運営を継続しながらの工事であるため、現庁舎の解体と新庁舎の建設を交互に繰り返し、間に現庁舎から新庁舎への部署移転を挟みながら、3期に分けて工事を進めていきます。そのため、1つの建物を1期で建設する場合に比較し、期間を要する工事となっています。

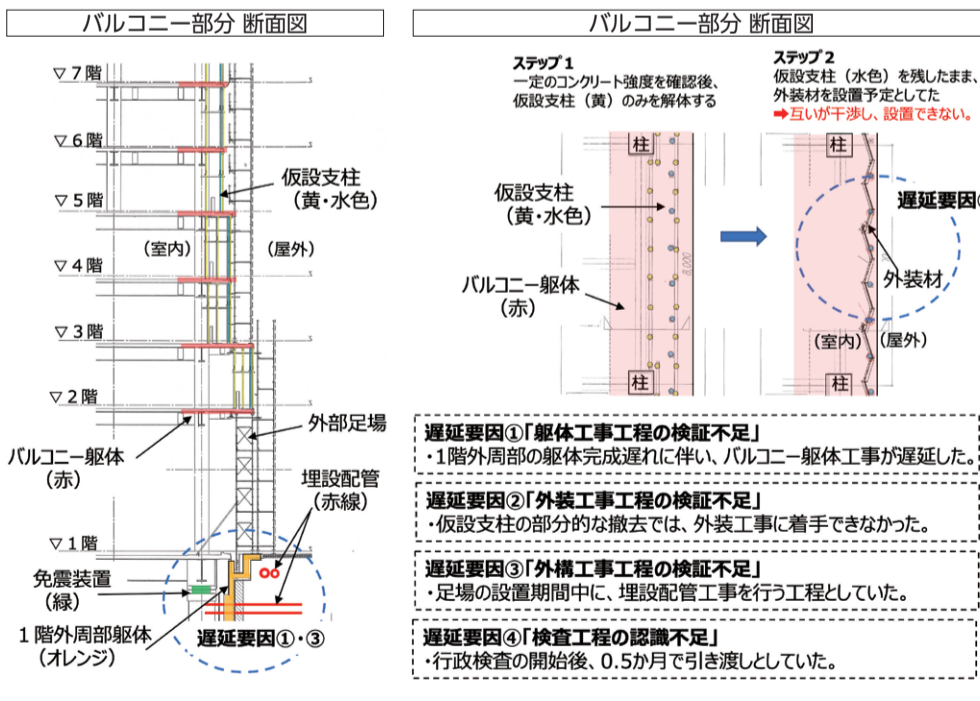
なお、こうした本工事の特性を踏まえ、施工者の選定にあたっては、工事条件等を提示し質疑応答の機会も設けた上で、価格による競争のみでなく、施工上の工夫も求める技術提案型総合評価方式の入札とした経緯があります。

### 1期工事の工期再延伸について、大成建設から示された要因は、具体的にはどのようなものか。

1期工事の主な遅延要因は以下の通りです(右図参照)。「最大6か月の延伸が必要な理由としては、①躯体工事工程の検証不足による約2か月の遅延、②外装工事工程の検証不足により約1か月の遅延、③外構工事工程の検証不足により約1.5か月の遅延及び④検査工程の認識不足により約1.5か月の遅延によります。」

※令和5年6月9日大成建設提出の「世田谷区本庁舎等整備工事における工程遅延に係る経緯等報告書(1期工事)」から抜粋。  
※注) 躯体工事: 建物の主要構造部をつくる骨組みの工事のこと。

### 1期工事遅延要因解説イメージ



### 遅延にかかる損害賠償請求について、区は大成建設に対し、契約に則りしっかり求めてほしい。

区は、工事請負契約約款等に基づき、工期延伸に伴う遅延違約金や技術提案不履行に伴う違約金、また、これらと合わせて区に生じた損害の賠償を、大成建設に対し求めていきます。

これまでの経緯や現在の状況は、  
区のホームページをご覧ください ▶▶▶

区HPQ 204237



区庁舎管理担当課 ☎5432-2088 ☎5432-3006